

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：有限会社中本産業

業者の住所：鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷450-1

2 指名停止措置期間：令和6年12月2日から令和7年1月1日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

有限会社中本産業は、令和2年度に受注した国土交通省倉吉河川国道事務所発注の「倉吉管内植樹管理作業」において、令和2年9月28日に発生した工事関係者事故について、労働者死傷病報告を倉吉労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかったとして、令和6年7月11日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、同月27日にその刑が確定した。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内